

北部準州 (NT)における新型コロナウイルス対策の概要(4月24日現在)

豪州における新型コロナウイルス対策の概要全般については在豪州日本大使館の情報(<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100023087.pdf>)に詳しく記載されていますので良く参考にしてください。

上記以外の北部準州における新型コロナウイルス関連情報は以下のとおりです。

1 電話相談窓口

北部準州において新型コロナウイルスに関して相談したい場合は政府電話相談窓口「1800-020-080」(24時間対応)に電話してください。一般開業医(GP)では遠隔医療サービス(Telehealth)による診察も可能です。また、一部GPでは豪州政府の翻訳サービスであるTIS(Translating and Interpreting Service)を利用し日本語通訳を介した診察を行うことも可能ですので希望する方は事前に予約して下さい(Medicare非加入者は有料)。

<https://www.tisnational.gov.au/>

2 罰則

連邦政府の制限措置に沿った制限が北部準州でも科されています。個別の措置詳細については準州政府サイト(<https://coronavirus.nt.gov.au/community-advice/gatherings>)で確認してください。なお、北部準州政府は制限措置に違反した場合62, 800ドル以下の罰金を科すことが可能です。4月24日以降、州内労働者に対して故意に咳や唾をした場合、その場で5, 495ドルの罰金が科されます。

3 国外及び他州から北部準州に入る場合

国外及び他州から北部準州に到着する場合、準州政府によって宿泊施設に移送され、14日間監視される強制隔離が科されています。隔離に要する費用は自己負担となります。詳しくは、<https://coronavirus.nt.gov.au/community-advice/border-controls>、<https://coronavirus.nt.gov.au/stay-safe/quarantine>で確認してください。

4 州境規制

北部準州は州境の閉鎖は行っていませんが、他州から入州する場合は上記3の強制隔離が科されます。

5 州内移動

北部準州政府は定められた合理的理由による外出以外は許可しておらず、州民は自宅に留まることが求められています(<https://coronavirus.nt.gov.au/community->

[advice/gatherings#section1](#))。

北部準州内でも特に指定された地域(地方政府地域:LGA)は3月26日より基本的に閉鎖されており,もし立ち入りを希望する場合は指定用紙の提出が必要です(<https://coronavirus.nt.gov.au/travel/designated-areas-and-remote-communities>)。

6 国内移動規制

クイーンズランド州(QLD)及び西オーストラリア州(WA)は州境を閉鎖しています。南オーストラリア州(SA),タスマニア州(TAS)では他州からの入州者に14日間の隔離が義務づけられています。

7 学校関連

北部準州公立学校の第2学期(4月20日~6月26日)は通常の対面授業を行っています。登校しない生徒は各学校から提供される教材で自宅学習しなければなりません。

8 準州政府による支援等

新型コロナウイルスによって失業等の経済打撃を受けた州民は全員(外国人留学生や短期ビザ保有者を含む)“Worker and Wellbeing Fund”を活用して緊急財政支援や各種アドバイスを申し込むことができます。

<https://coronavirus.nt.gov.au/updates/items/2020-04-02-worker-and-wellbeing-fund>

※北部準州政府コロナウイルス関連情報は以下のサイトでご確認ください。

<https://coronavirus.nt.gov.au/>